ご案内

施設等利用給付認定の申請について

幼稚園・認定こども園などの預かり保育、私学幼稚園、認可外保育施設等のサービスを利用の方で、次の区分により施設等利用給付認定を希望する場合には、太田市役所への「施設等利用給付認定の申請」が必要です。

認定区分	年齢（※）	保護者全員の保育が必要な理由	所得制限	対象サービス
新１号	満３歳以上	不要	なし	私学幼稚園など
新２号	３歳児以上	必要		幼稚園、こども園等の預かり保育 認可外保育施設等の利用料など
新３号	０～２歳児		住民税非課税世帯	

※「歳児」とは、その年度の4月１日時点の年齢のことです。

※「認可外保育施設」は、市町村から無償化の対象であることの確認を受けた施設のみが対象となります。

【給付の上限額の主な例】 ……利用するサービスによって、給付の上限額が異なります。

対象サービス	新１号	新２号	新３号
私学幼稚園など	月額 25,700 円まで	新１号に加えて 11,300 円(※)まで	新１号に加えて 16,300 円(※)まで
こども園の預かり保育料など	―	月額 11,300 円まで	
認可外保育施設等の利用料	―	月額 37,000 円まで	月額 42,000 円まで

給付の対象は「保育サービスに必要な費用」で、その他の実費（交通費や絵本代、給食費など）は対象外です。

預かり保育への給付は１日450円までとなります。

※私学幼稚園の新2号・新3号は、預かり保育に該当する部分の費用が対象です。

保育の利用が必要な理由について 【新2号、新3号認定】

新2号、新3号の認定を受けるためには、その児童を養育する全ての保護者の「保育の利用が必要な理由」が必要です。認定申請時に必要となる書類を添付して提出してください。また、理由に応じて認定の期間が異なり、期間満了によって給付は終了となります。認定期間を延長するには理由の変更が必要です。

番号	事由の名称	内容
1	就労	家事以外の仕事で１か月に64時間以上児童と離れて働いている（通勤時間は含まない）
2	求職活動(起業準備)	仕事を継続的に探している、起業の準備をしている **※認定は3か月間のみ**
3	就学	卒業後の就労を前提とした学校に１か月に64時間以上通学している ※認定は卒業まで
4	妊娠・出産	入園希望月現在、これから出産する・出産して間もない ※認定は産前8週、産後8週まで
5	疾病・障がい	身体的・精神的に疾病、障がいを有している ※認定は診断書に記載の日まで
6	介護・看護	病人や心身障がい者を１か月に64時間以上介護・看護している
7	その他	上記に類する特別な状態であると認められる

※提出に必要な書類は裏面をご確認ください。また、詳しい要件はお問い合わせください。

住民税非課税世帯について 【新3号認定】

「保育が必要な理由」に当てはまり、かつ保護者全員が住民税非課税である場合にのみ、新3号認定を受けることができます。4月～8月までは前年度の住民税（前々年の収入を元に計算）、9月～3月までは当年度の住民税（前年の収入を元に計算）が非課税であるかを確認します。（日本国外に住所があり住民税が課税されない方は、国外収入などの年収を申告し、その内容を元に審査します）

なお、父母の収入が一定以下で、同居している祖父母がいるとき、または児童・父母が扶養（住民税、健康保険など）されている祖父母が居るときは、その祖父母が生計を支えている世帯の一員であると判断します。祖父母が住民税課税者である場合には新3号認定を受けることができません。

日割りによる計算について

施設等利用給付認定は、申請した日または利用開始の日のいずれか遅い方から認定を開始します。日付を遡ることはできません。月の途中に申請・利用を開始した場合、その月の給付上限額は残りの日数に応じて日割り計算を行います。早めの申請をお願いいたします。（市外からの転入者で継続認定の方は、転入前自治体との調整となります）

必要書類について

【保育の利用が必要な理由の証明書(新2・3号のみ)】

事由の名称		提出書類
就労		就労証明書
求職活動(起業準備)		求職要件に関する申立書 （C）
就学		在学証明書 （H）、学生証の写し、講座の受講証の写しのいずれか ＋ 週の時間割などがわかるスケジュール表
妊娠出産	出産予定の方	妊婦一般健康診査受診票の写し（母の氏名および出産予定日が記載されているもの）
	出産した方	母子手帳の出生届出済証明のページの写し
疾病障がい	疾病・負傷の方	医師などが記載した太田市様式の診断書 （D）（保育不可能期間の記載があるもの）
	心身障がい	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳いずれかの写し（氏名・等級がわかるように）
介護看護	介護	申立書 （F） ＋ 被介護者の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険被保険者証（要介護認定）のいずれかの写し
	看護	申立書 （F） ＋ 医師などが記載した太田市様式の診断書 （G）
その他		太田市役所 こども課までお問合せください

必要書類・様式ダウンロード

上記ページのうち、「保育の利用が必要な事由」を証明する書類の項をご覧ください

提出書類は、すべての保護者の方の分が必要です。第三者が証明する書類は、申請者本人が記入してはいけません。また、3か月以内に証明した書類が必要です。

【その他の必要書類】

◆ （全員）施設等利用給付認定申請書・マイナンバー記入用紙の提出が必要です。

◆ 生活保護を受給されている世帯の方は「生活保護受給者証の写し」、国内に住所が無いために住民税が課税されない方は、「国内に住所が無い方の申立書」と「収入の証明書、明細書」の提出が必要です。

◆ ご家族に外国籍の方が居る場合、その全員の「在留カードの両面の写し」の提出が必要です。なお、新2・3号認定の申請にあたり、保護者の理由が「就労」または「求職活動(起業準備)」の場合、「日本国内で就労できる在留資格」が必要です。在留資格が「就労不可」の場合は認定できませんのでご注意ください。

申請書と必要書類の提出後、審査の結果により通知書を送付します。届いた通知書はすみやかに利用する施設に提出してください